

バックアップのための燃料を確保したい

No.27

経済産業省

補助金等

(開始年度) 平成 26 年度

<p>支援の名称</p>	<p>災害時等に備えた需要家側のLP ガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置の推進 (災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)</p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>災害時において、道路等が寸断した場合に、サービスステーション（SS）やLP ガス充てん所などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。 このため、災害時に避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等の社会的重要なインフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LP ガスタンクや石油タンク等の設置を支援し、災害対応力の強化を目指します。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>■補助対象事業 災害時の避難所や多数の避難者・避難困難者が発生する施設等において、災害時に備えた自衛的な燃料備蓄のためにLP ガスタンクや石油タンク、自家発電設備等を導入する場合、その購入や設置工事等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>■補助率：1 / 2、2 / 3</p>
<p>対象となる方</p>	<p>以下の場所に、主に上記設備を導入したい方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害等発生時、避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設等 2. 公的避難所（地方公共団体が災害時の避難所として指定した施設） 3. 一時避難所となり得るような施設等 <p>（具体例）一時的な避難所となり得るような施設とは、民間企業等が所有する工場、事業所、商業施設、学校、ホテル・旅館、マンション、公民館、集会所等（災害発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）など、周辺住民や帰宅困難者などの避難者を受け入れることが可能な施設。（民間施設の場合は地方公共団体との協定等が必要。）</p>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課 TEL：03-3501-1320</p> <p>■関連 URL ・LP ガス災害バルク導入事例集 https://saigaibulk.net/pdf/casestudy.pdf</p>